

デジタル教材サービス「まなびボックスプラス」利用約款

第1条(目的)

デジタル教材サービス「まなびボックスプラス」サービス利用約款(以下「本約款」といいます。)は、株式会社新学社(以下「当社」といいます。)が運営する学習サービス(以下「本サービス」といいます。)の利用及びこれに関連して当社と本サービスの利用者との間で成立する本サービスに関連する各種の取引にかかる契約条件を定めるものです。

第2条(定義)

本約款において次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定める意味で用います。

- (1)「本サービス」とは、当社が提供する「まなびボックスプラス」に関連するサービスを総称していいます。
- (2)「利用者」とは、本約款に基づき本サービスを利用する学校及び学内の教師・児童生徒をいいます。
- (3)「利用校」とは、本約款に基づき本サービスを利用する学校をいいます。
- (4)「学校管理者」とは、本サービスを利用する利用校において、本サービスの管理者権限を有する者をいいます。
- (5)「学校管理者アカウント」とは、本サービスを利用するための「学校管理者」専用のログイン用ID及びパスワードをいいます。なお、学校管理者アカウントは、各利用校に1アカウントのみ設定可能であり、利用校は、学校管理者アカウントを用いて、当該利用校の教職員向けの複数の「教師アカウント」及び生徒・児童用の複数の「児童生徒アカウント」を発行することができます。
- (6)「クライアント機器」とは、本サービスの提供を受けるため利用者等が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びソフトウェアを総称していいます。
- (7)「本サービス用設備」とは、本サービス提供のために、当社の学習サービス用に当社が設置又は管理・運用するコンピュータ、電気通信設備その他の機器及びプログラム、データベースその他のソフトウェアを総称していいます。

第3条(申込と利用約款の承諾)

1. 本サービスの利用は、利用を希望する学校が、本サービスの利用に必要な教材の採用を行ったうえで、本サービスへの利用申込を行うことにより可能となります。利用申込は、当約款への承諾を前提に行われたものとし、
2. 利用サービスの内容は、本約款、教師用見本等による告知内容等によって定められるものとし、

第4条(サービスの利用期間)

本サービスの利用期間は、利用校による利用申込日から、利用者(本サービスに対応している教材の採用者)である児童生徒の卒業年度末までとします。

第5条(サービス内容)

1. 本サービスの内容は、本サービスの利用申込時に当社が利用校に提示する教師用見本等に定めるとおりとします。
2. 本サービスは、日本国内での利用に限定したサービスです。日本国外で利用された場合、当社は当該利用に係る責任を負いません。
3. 利用校は、本サービスがインターネット等の通信回線を通じて他の利用校と共用の設備により提供されるサービスであり、クライアント機器の性能又は通信環境もしくは他の利用校の利用状況等により本サービスの可用性、通信速度、応答速度等が変化するサービスであることを了解するものとします。
4. 利用校は、本約款に基づいて、利用校における教育の目的に限り本サービスを利用することができるものであり、本サービスに関する知的財産権その他の権利を取得するものでないことを承諾するものとします。
5. 当社は、本サービスの運営に必要となる全部又は一部の業務を、当社の判断により第三者(以下「委託先」といいます。)に委託することができるものとします。但し、当社は、十分なセキュリティ水準を満たす委託先を選定するとともに、委託先に対し、当該業務の履行について本約款における当社の義務と同等の義務を負わせます。

第6条(本約款及びサービス仕様書等の改訂)

1. 当社は、次に掲げる場合には、利用者に予告することなく本約款の内容を随時改訂することができるものとします。
 - (1) 本約款の改訂が利用者の一般の利益に適合する場合。
 - (2) 本約款の改訂が利用契約の目的に反さず、かつ改訂後の内容が合理的である場合。
 - (3) 本約款の改訂が利用者の著しい不利益にならない場合。
2. 当社が、改訂後の本約款を当社と利用者との間に適用する場合、当社は、改訂後の本約款を、本サービスのHOME画面上部の「おしらせ」への掲載により利用者に通知します。
3. 前項により改訂の通知が利用者に到達した日から30日以内に、利用校より書面により解約の申し入れがあった場合には、解約希望日をもって、利用契約は解約されるものとします。なお、かかる解約までの間は、現行の本約款等が適用されるものとします。また、利用校が利用契約を解約する場合、利用校は、当社へ支払い済みの本サービスの利用料金の返還を請求することはできません。

4. 前項の場合を除き、改訂後の本約款等に指定する適用開始日以降は、改訂後の本約款等の内容が本サービスに適用されるものとします。

第7条(利用料金)

本サービスは、当社の本サービスに対応した紙・デジタルの教材を利用校が採用した場合に限り利用可能となる無償のデジタルサービスであり、対応している紙・デジタルの教材を利用校が採用していれば、紙・デジタルの教材の採用者・採用年度に限り、本サービスを無償で提供します。

第8条(利用者の事前準備)

1. 利用校は、利用校の費用と責任により、クライアント機器の準備を行うものとします。これらのクライアント機器の維持、通信回線利用料その他これに係る諸経費は、利用者が負担するものとします。
2. 利用校は、本サービスの利用にあたり、第三者(電気通信事業者等を含みますが、これらに限りません。)との契約が必要となった場合は、利用校の費用及び責任において締結するものとします。当社は、利用校と当該第三者との間で生じた問題につき、いかなる責任も負いません。

第9条(利用校の責務)

1. 利用校は、本サービスの利用に際して、コンピュータ・ウィルスの感染を防止し、不正アクセス及び情報漏洩の防止するため、自己の費用と責任でセキュリティ対策を講じるものとします。
2. 利用校は、本サービスの利用に伴い、利用校・利用者間で発生したトラブルについて、自己の責任で対応するものとし、当社を免責するものとします。
3. 利用校は、本サービスの利用に伴い、自己(利用者を含みます。)の責に帰すべき事由で第三者に対して損害を与えた場合、又は第三者から苦情、クレーム等の請求がなされた場合、当該苦情等が専ら本サービスに起因する場合を除き、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとします。利用校・利用者が本サービスの利用に伴い、第三者から損害を被った場合、又は第三者に対して請求を行う場合においても同様とします。
4. 当社は、本サービスの円滑な提供のために必要な情報の提供を利用校にも求めることができるものとし、利用校はこれに応じるものとします。

第10条(本アカウントの管理)

1. 利用校は、自校の利用者に対し、「学校管理者アカウント」「教師アカウント」等を、厳重な注意をもって管理し、パスワードを適宜変更するなど、第三者による不正使用を防ぐために合理的な措置を講じさせるものとします。

2. 利用校は、自己の責任において、利用者に対する本サービスの利用権限の設定、本サービスを利用するための利用者アカウントの交付及び利用者の管理を行うものとします。
3. 利用校は、前項により交付した利用者アカウントの管理についても一切の責任を負うものとし、第三者による不正使用を防ぐために合理的な措置を講じるものとします。
4. 当社は、利用校による利用者アカウントの管理不備、使用上の過誤及び第三者の使用等により生じた損害につきいかなる責任も負いません。利用者は、本サービスにおいて利用者アカウントを用いてなされた一切の行為及びその結果について、責任を負うものとします。
5. 利用校は、利用者アカウントが第三者に盗用、不正使用等された場合、又はそのおそれがある場合は、直ちに当該本アカウントの停止等の措置を講じるとともに、遅滞なく当社に通知するものとします。この場合、利用校は、第14条（本サービスの一時中断等）に基づき一時的に本サービスの全部又は一部の提供が中断される可能性があることを承諾するものとします。

第11条（認定利用者の遵守事項）

1. 利用校は、利用者に対し、次の各号に定める事項を遵守させることを条件として利用者に本サービスを利用させることができるものとします。
 - (1) 利用者が、本約款の内容を承諾した上、利用校と同様にこれらを遵守すること。ただし、本約款のうち、条項の性質上、利用者に適用できないものを除きます。
 - (2) 利用校の利用期間が理由の如何を問わず終了した場合は、利用者に対する本サービスも自動的に終了し、利用者は本サービスを利用できないこと。
 - (3) 利用者が、第三者に対し、本サービスを利用させないこと（本アカウントの貸与等を含む）。
 - (4) 利用者が、請求原因の如何を問わず、本サービスに関して当社に損害賠償請求等の請求を含め、一切の責任追及を行うことができないことを承諾するとともに、当社に対して一切の責任追及を行わないこと。
2. 利用校は、当社から受領した本サービスに関する通知その他の連絡事項に関し、利用者に対し、速やかに伝達するものとします。
3. 利用者が、第1項各号所定の条項に違反した場合、利用者は、すみやかに当該違反を是正させるものとします。

第12条（禁止事項）

1. 利用校は、本サービスの利用にあたり、次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならないものとします。また、

利用者その他の者がかかる行為を行わないよう、合理的な措置を講じるものとします。

- (1) 当社又は本サービスにかかる権利を有する者もしくは第三者の著作権、商標権などの知的財産権その他の権利を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- (2) 本サービスの内容や本サービスにより利用しうる情報を改ざん又は消去する行為
- (3) 利用契約に違反して、第三者に本サービスを利用させる行為（第三者への貸与、レンタル、リース又は譲渡を含む）
- (4) 本サービスに関連して当社が提供するドキュメント等を、第三者に公開、開示、提供等する行為
- (5) 法令もしくは公序良俗に違反し、又は当社もしくは第三者に不利益を与える行為
- (6) 本サービスを通じ、以下に該当し、又は該当すると当社が判断する情報を送信する行為
 - ① 暴力的又は残虐な表現を含む情報
 - ② コンピュータ・ウィルスその他の有害なコンピュータ・プログラムを含む情報
 - ③ 当社又は第三者の名誉又は信用を毀損する表現を含む情報
 - ④ 虚偽情報、事実誤認を生じさせる情報
 - ⑤ わいせつな、児童ポルノ又は児童虐待にあたる情報
 - ⑥ 差別を助長する表現を含む又は誹謗中傷にあたる情報
 - ⑦ 自殺、自傷行為を助長する表現を含む情報
 - ⑧ 薬物の不適切な利用を助長する表現を含む情報
 - ⑨ 反社会的な表現を含む情報
 - ⑩ 公職選挙法に抵触する情報
 - ⑪ チェーンメール等の第三者への情報の拡散を求める情報
 - ⑫ 他人に不快感を与える表現を含む情報
 - ⑬ 面識のない異性との出会いを目的とした情報・特定の機微な個人情報又は個人情報の保護に関する法律に違反する情報
- (7) 第三者の財産、プライバシー又は肖像権を侵害し又は侵害するおそれのある行為
- (8) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
- (9) 詐欺等の犯罪に結びつき又は結びつくおそれのある行為
- (10) ソースコードにアクセスする行為

(11) 本サービス用設備の複製、変更、リバース・エンジニアリング、データコンパイル、逆アSEMBル及びそれに類する行為

(12) 本サービス用設備又は第三者の運用するコンピュータ、電気通信設備等に不正にアクセスする行為、クラッキング行為、アタック行為、及び当社あるいは第三者の運用するコンピュータ、電気通信設備等に支障を与える方法又は態様において本サービスを利用する行為、並びにそれらの行為を促進する情報掲載等の行為、又はそれに類似する行為

(13) 本サービスの運営を妨害する行為、又はそのおそれのある行為。

(14) 利用契約に違反する行為又はそのおそれのある行為

(15) 反社会的勢力等への利益供与

(16) 無限連鎖講を開設し、又はこれを勧誘する行為

(17) 前各号の行為を直接又は間接に惹起し、又は容易にする行為

(18) その他、当社が不適切と判断する行為

2. 利用校は、前項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、又は該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、直ちに当社に通知するとともに、利用校の責任において適切な措置を講じるものとします。当社は、利用者等の行為が第1項各号のいずれかに該当するものであること、又は本サービスを利用して利用者等が伝送する情報が第1項各号のいずれかの行為に関連する情報であることを知った場合、事前に利用者等に通知することなく、第14条（本サービスの一時中断等）に基づき本サービスの全部又は一部の提供を一時中断することができるものとします。但し、当社は、利用者等の行為を監視する義務を負うものではありません。

第13条（サービスの一時中断等）

1. 当社は、利用者等が利用契約に違反した場合は、事前に利用者等に通知することなく、かかる違反が是正されるまでの間、本サービスの全部又は一部の提供を中断することができるものとします。

2. 当社は、本サービス用設備等の定期点検又はメンテナンスを行うため、利用者等に事前に通知の上、本サービスの提供を一時的に中断できるものとします。なお、当該定期点検等の詳細は、サービス仕様書に定める通りとします。

3. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に利用者等に通知することなく、一時的に本サービスの全部又は一部の提供を中断することができるものとします。

(1) 本サービス用設備の故障により緊急にメンテナンスを行う場合。

(2) 電力供給の中断、又は通信設備の障害等により、本サービスの提供ができなくなった場合。

(3) 当社が善良なる管理者の注意をもっても防御し得ない本サービス用設備への第三者による不正アクセス又はアタック、通信経路上での傍受、もしくは、未定義のコンピュータ・ウィルスの侵入により、本サービスの提供ができなくなった場合。

(4) 天災地変、戦争、テロ行為、伝染病の流行等の不可抗力により、本サービスの提供ができなくなった場合。

(5) その他、当社が、運用上又は技術上、本サービスの一時中断が必要であると判断した場合。

4. 当社は、本サービス用設備等において、アクセスが集中し、本サービスの運用に支障をきたすおそれが生じた場合、事前に利用者に通知することなく本サービスの提供を制限することができるものとします。

5. 利用契約において別途定める場合を除き、当社は、前各項に定める事由により本サービスの提供の遅延又は中断が発生した場合であっても、これに起因して利用者が被った損害についていかなる責任も負いません。

第14条(サポート)

当社が利用者に対して提供する本サービスに関するサポートの内容は、サービス仕様書に定める通りとします。

第15条(権利帰属)

本サービスに関連して、当社が利用者に提供する資料及びソフトウェア等の著作権及び商標権その他の知的財産権は、当社のライセンサーに帰属します。利用者は、本約款に明示的に定める場合の他には、当社の書面による承諾を得ることなく、これらの知的財産を使用することはできません。

第16条(データの取り扱い)

1. 当社は、本サービスに関して、保守上運用上又は技術上必要であると判断した場合、本サービスを利用して利用者等が伝送するデータ(以下「利用者等伝送データ」といいます。)及び当該データにアクセスする者の情報について、監視、取得、分析・調査等必要な行為を行うことがあります。利用契約において定める場合を除き、当社はこれらの情報を利用者等に開示する義務を負うものではありません。

2. 当社は、利用者等伝送データが第13条(禁止事項)第1項各号のいずれかに該当し、又はいずれかの行為に関連する情報であることを知った場合、事前に利用者に通知することなく、これらの情報を本サービス用設備から削除することができるものとします。

3. 本サービスにおいて、当社が利用者等伝送データ及び本サービス内で登録・蓄積等された学習記録データを保管する期間は、第4条(本サービスの利用期間)記載の本サービスの利用期間中に限られるものとし、当該期間満了

後は、当社は、当社の裁量により、かかるデータを消去等できるものとします。

4. 前項にかかわらず、当社は、前項のデータについて、利用契約の有効期間中及び終了後も、当社の裁量で、これらを統計的に分析・加工し、特定の利用者等を識別できない形での統計的な情報として保有し、本サービスの分析精度等の向上等の目的で利用（第三者への提供を含む）することができるものとし、利用者等はこれに異議を唱えないものとします。
5. 本システムで扱う利用者等伝送データおよび学習記録データに関して漏洩等の事故が発生した場合、当社は法令およびガイドラインに則り、監督官庁への報告を行うとともに、当該監督官庁の指示に従い、類似事例の発生防止措置および再発防止措置等の必要な対応を行います。

第17条（免責）

1. 本サービスは、サービス仕様書に基づき善良なる管理者の注意をもって提供されることの他には、その可用性、完全性、正確性、有用性、最新性、商業的な利用可能性、非侵害性、特定目的への適合性又は特定結果の実現性について、保証された上で提供されるものではなく、当社は、明示又は黙示を問わず、本サービスについての保証（通信速度、レスポンスを含みますがこれらに限定されないものとします）を行うものではないものとし、これらの不保証に起因して利用者が生じた損害について責任を負わないものとします。
2. 本サービスに関して当社が負う責任は、理由の如何を問わず第26条（損害賠償）の範囲に限られるものとし、当社は、以下の事由により利用者が発生した損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負わないものとします。
 - (1) 天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力
 - (2) クライアント機器又はインターネット接続サービスの不具合等の障害
 - (3) 本サービス用設備からの応答時間等インターネット接続サービスの性能値に起因する損害
 - (4) 当社が第三者から導入しているコンピュータ・ウイルス対策ソフトについて当該第三者からウイルスパターン、ウイルス定義ファイル等を提供されていない種類のコンピュータ・ウイルスの本サービス用設備への侵入
 - (5) 善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない本サービス用設備等への第三者による不正アクセス又はアタック、通信経路上での傍受
 - (6) 当社が定める手順・セキュリティ手段等を利用者が遵守しないことに起因して発生した損害
 - (7) 当社の製造に係らないソフトウェア、データベース又はハードウェアに起因して発生した損害

(8) 利用者等が管理又は保管する本アカウント及びデータ等の漏洩、消失等による損害

(9) 電気通信事業者の提供する電気通信役務の不具合に起因して発生した損害

(10) 刑事訴訟法第218条（令状による差押え・捜索・検証）、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制の処分その他裁判所の命令若しくは法令に基づく強制的な処分

(11) 天災地変、戦争、テロ行為、致命的な伝染病の流行等の不可抗力に起因した損害

(12) その他当社の責に帰すべからざる事由に起因する損害

3. 当社は、利用者等が本サービスを利用することにより利用者等と第三者（利用校間や利用者間を含む）との間で生じた紛争等について一切責任を負わないものとします。

第18条（秘密保持）

1. 利用校及び当社は、利用期間中に、本サービス及び本約款等に関連して、相手方から秘密である旨明示して開示された情報（以下「秘密情報」といいます。）を秘密に保持し、相手方の書面による承諾を得ることなく第三者に開示、又は漏洩してはなりません。但し、次の各号のいずれかに該当する情報は秘密情報から除外されます。

(1) 開示を受けた際、既に自ら所有していたもの。

(2) 開示を受けた際、既に公知公用であるもの。

(3) 開示を受けた後、自己の公知又は公用となったもの。

(4) 正当な権限を有する第三者から合法的な手段により秘密保持の義務を伴うことなく入手したもの。

(5) 開示当事者の情報によらずに独自に開発したもの。

2. 利用校は、秘密である旨の表示の有無にかかわらず、本アカウント、本サービスのマニュアル（教師用）を当社の秘密情報として取り扱うものとし、本サービスの利用以外の目的で使用してはならないものとします。

3. 秘密情報の提供を受けた当事者（以下「情報受領者」といいます。）は、秘密情報について、利用契約の目的の範囲内でのみ使用し、秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。

4. 第1項にかかわらず、利用校及び当社は、秘密情報を、自己の役員ならびに従業員・職員及びその他自己の管理下において本サービスに関する業務に従事する者（業務委託先の従業員、派遣社員等を含む。）に限り開示することができるものとし、この場合、本約款に基づき自己が負担する秘密保持義務を遵守させるものとします。

5. 前各項の定めにかかわらず、利用校及び当社は、日本及び諸外国における裁判所、行政機関、監督官庁、その他の機関から法令の規定に基づき開示が義務付けられている場合、開示する情報が秘密情報である旨を当該機関に

対して明示することを条件として、法令により強制された範囲内で当該機関に秘密情報を開示することが出来るものとします。但し、本項に基づく開示については、相手方に対し、開示につき事前に（事前にできなければ事後速やかに）通知することを要します。

6. 情報受領者は、秘密情報を提供した当事者（以下「情報開示者」といいます。）の要請があったときは、情報開示者から受領した秘密情報が含まれる物件を返還し、秘密情報がクライアント機器又は本サービス用設備に蓄積されている場合はこれを完全に消去するものとします。

第19条（個人情報）

当社は、本サービスを通じて取得する利用者等の個人情報を、当社の個人情報保護方針

(<https://www.sing.co.jp/corp/privacy/>) に従って取扱うものとします。なお、当該個人情報は、利用契約の終了時に、自動的に消去されるものとし、利用者は、終了以降、個人情報にアクセスすることはできません。詳細は以下の通りです。

個人情報の利用目的	利用者のアカウント管理（学習教材・学習結果の利用やアクセス権の制御）のため。
個人情報管理体制	個人情報保護管理者を置き、個人情報保護法に求められる管理体制を構築
収集する個人情報	【必須】利用者の所属校、学校管理者メールアドレス、児童生徒の学年・組・番 【任意】利用者（教師・児童生徒）の名前、Google・Microsoftのアカウント
取得の方法	教師・児童生徒がツールに入力
収集のタイミングと場所	ツール起動中に回答情報を収集し、バックグラウンドで操作ログを収集
利用手法	児童生徒が入力した回答情報を元に、教材の利用ログや正誤判定結果等を取得し、集計情報を利用者に提示
データを保管する地理的位置及び法域（管理サーバーの場所）	日本
第三者提供の有無、第三者提供先	なし
保存期間	中学校卒業年度末まで（最長3年間） 卒業年度末にアカウント情報・成績結果等すべてのデータを削除します。
本人の権利（開示請求等）への対応方法・問い合わせ先	開示請求等個人情報に関するお問い合わせ先 株式会社 新学社 個人情報保護推進室 https://www.sing.co.jp/corp/contact/

データ処理の根拠	本利用約款記載の方法に基づき処理
想定されるリスク	児童生徒の個人情報漏洩し、プライバシーが侵害される

第20条(権利義務譲渡の禁止)

利用校及び当社は、本サービスの利用により生じる一切の権利義務及び債権の一部若しくは全部を、相手方の書面による承諾を得ることなく第三者に譲渡し引受けさせ又は担保に供してはならないものとします。

第21条(解除)

1. 利用校又は当社は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合、本約款に基づいて成立するサービス利用の全部又は一部を解除することができるものとします。

- (1) 正当な理由なく期間内に本約款を履行する見込みがないと認められる場合。
- (2) 手形、小切手を不渡りとし、又は支払停止となったとき
- (3) 監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けたとき
- (4) 第三者より仮差押、仮処分、差押、強制執行若しくは競売の申立又は公租公課の滞納処分を受けたとき
- (5) 破産手続、特別清算、民事再生手続、会社更生手続若しくはその他の法的債務整理手続の申立があったとき、
又は信用状態に重大な不安が生じたとき
- (6) 重大な違法行為又は反社会的行為を行ったとき
- (7) 前各号の一が発生するおそれがあるとき
- (8) 天災地変、戦争、暴動、テロ行為、法令の改廃、電力供給の逼迫、伝染病の流行等の不可抗力その他やむを得ない事由により、契約の履行が困難と認められる場合。
- (9) その他、利用契約を継続できないと認められる相当の事由があるとき

2. 利用校又は当社は、相手方が本約款のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めてなした催告後も、相手方の債務不履行が是正されない場合は、サービス利用の全部又は一部を解除することができるものとします。

3. 前二項の解除は、当該解除をした利用校又は当社による相手方に対する損害賠償の請求を妨げないものとします
(第1項第8号の場合を除く)。

4. 利用校又は当社は、自己が第1項各号のいずれかに該当する場合又は自己の責に帰すべき事由により前二項に定める解除がなされた場合、相手方に対し負担する一切の金銭債務につき相手方から通知催告がなくとも当然に期限の利益を喪失し、直ちに弁済しなければなりません。

第22条(反社会的勢力の遮断)

1. 利用校及び当社は、現在、自己及び「自己の財務及び事業の方針の決定を支配している者」が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者又は暴力、威力、脅迫的言辞もしくは詐欺的手法を用いて不当な要求を行い、経済的利益を追求する者(以下これらを「反社会的勢力」といいます。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - (1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 利用校及び当社は、相手方が前項の規定に違反した場合、催告その他何らの手続きを要することなく、直ちに当事者間で締結した全ての契約(書面によるか否かを問いません。以下同じ。)を解除することができるものとします。
3. 利用校及び当社は、前項に定める全ての契約に関連して第三者と契約(以下「関連契約」といいます。)を締結する場合において、関連契約の当事者が反社会的勢力又は第1項各号のいずれかに該当することが判明した場合、直ちに関連契約の解除、その他の必要な措置を講じるものとします。
4. 利用校及び当社は、相手方が前項の規定に違反した場合、第2項に定める全ての契約を解除することができるものとします。
5. 利用校及び当社は、相手方が第1項又は第3項の規定に違反したことにより損害を被った場合、第2項又は第4項に基づく契約解除にかかわらず、当該損害の賠償を相手方に請求することができるものとします。

第23条(契約終了後の措置)

利用校及び当社は、サービス利用が終了した場合、本サービスの利用にあたって相手方から提供を受けた機器、ソフトウェア及び資料等を、相手方の指示に従い返還し、又は自らの責任において破棄若しくは消去するものとします。

す。

第24条(損害賠償)

1. 本約款の他の条項又は利用契約において別途定める場合を除き、本サービスに関連して当社が利用者に対して損害賠償責任を負う場合、当社の負担する損害賠償金額は、債務不履行、法律上の契約不適合責任、不当利得、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、金30,000円を限度とするものとします。

第25条(準拠法)

本約款の効力及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

第26条(協議)

本約款の解釈に疑義が生じた場合には、利用校と当社は、誠意をもって協議し解決するものとします。

第27条(合意管轄)

利用校と当社の間で訴訟の必要が生じた場合には、京都地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

(以下余白)

実施日:2025年4月1日